

7 福薬業発第 2 4 7 号
令和 7 年 1 0 月 9 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 永嶋 友洋

**「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」の
申請期限の延長について（周知依頼）**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省支援局保護課より日本薬剤師会を通じて連絡がありましたのでお知らせいたします。

「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」の実施については、令和 7 年 6 月 9 日付 7 福薬業発第 9 0 号ほかにてお知らせしたところですが、当該助成金の申請期限を「令和 8 年 1 月 1 5 日」に延長されたとのことです。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

- 医療機関等向け総合ポータルサイト＞医療扶助＞医療扶助について（オンライン資格確認）＞医療扶助におけるオンライン資格確認等導入に係る助成金について

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010217

日 薬 業 発 第 257 号
令和 7 年 10 月 6 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」の
申請期限の延長について（周知依頼）

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省社会・援護局保護課より、別添のとおり連絡がありました。

「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」については、令和 7 年 6 月 4 日付け日薬業発第 78 号ほかにてお知らせしたところですが、今般の助成金の申請状況等を鑑み、申請期限を「令和 8 年 1 月 15 日」に延長したとのことです。つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

- 医療機関等向け総合ポータルサイト＞医療扶助＞医療扶助について（オンライン資格確認）＞医療扶助におけるオンライン資格確認等導入に係る助成金について

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010217

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 30 日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省社会・援護局保護課

「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」の
申請期限の延長について（周知依頼）

貴会におかれましては、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による医療扶助の実施について、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた環境整備を推進していくため、レセプトコンピューター等の改修費用等に係る助成事業（医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業）を実施しており、随時、「医療機関等向け総合ポータルサイト」において周知を図るほか、貴会には周知にご協力をいただいているところです。

当該助成金の申請期限については、これまで「令和 7 年 9 月 30 日」とお知らせしておりましたが、今般の申請状況等を鑑み、申請期限を「令和 8 年 1 月 15 日」に延長いたしました。

貴会におかれましては、当該申請期限の延長のほか、本事業の実施について改めて周知にご協力を賜れますよう、お願いいたします。

記

1. 助成金申請対象医療機関等

申請時において医療扶助のオンライン資格確認導入に伴うレセプトコンピューター等の改修を実施済みの病院、診療所、薬局

※ 申請には、改修に係る領収書（必要に応じて領収書内訳書）が必要です。ご準備できた段階で、医療機関等向け総合ポータルサイトより申請ください。
医療扶助におけるオンライン資格確認等導入に係る助成金について：

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010217

2. 補助金の内容：

- ① 病院：上限 23.8 万円 ※事業費（上限 56.6 万円）の 1/2 を補助
- ② 大型チェーン薬局：上限 3.6 万円 ※事業費（上限 7.3 万円）の 1/2 を補助
- ③ 診療所、②以外の薬局：上限 5.4 万円 ※事業費（上限 7.3 万円）の 3/4 を補助

3. 申請期限

令和 8 年 1 月 15 日（木）まで

【照会先】 厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室 TEL：03-5253-1111（内線 2829）
--